

令和8年度学校ネットパトロール業務委託 事業者選定に係る提案競技実施要領

1 名称

令和8年度学校ネットパトロール業務委託

2 目的

インターネット上における、いじめ、誹謗中傷、犯罪被害等児童生徒を取り巻くインターネット環境の諸問題は深刻化している。

これらの被害から児童生徒を守るために、専門的な知識及び技術をもって、インターネットの検索・監視業務を行うことにより、問題の早期発見・早期対応を進め、ネットトラブルによる生徒指導上の諸問題の抑止と解消及び児童生徒、保護者への啓発、学校への広報を図り、規範意識の向上を図ることを目的とする。

3 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、令和9年度以降は前年度の業務実績が優秀であったと認められ、かつ、本事業の予算措置がなされた場合において、最長令和10年度まで、毎年度、令和8年度の本業務受託事業者と引き続き委託契約を締結することがある。

4 総事業費

5,038千円（上限額。消費税相当額を含む。）

※本事業の実施及び総事業費は、令和8年度の予算成立をもって確定する。

5 委託内容

- (1) 学校非公式サイト、SNS等の検索・監視
- (2) 学校非公式サイト等の削除支援
- (3) 検索・監視の結果報告
- (4) 情報提供窓口の運営
- (5) ネットトラブル等に関する相談対応
- (6) 広報、啓発等の実施

※詳細は仕様書による。

6 スケジュール

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年1月26日（月） |
| (2) 質問締切 | 令和8年2月3日（火）17:00まで |
| (3) 申込締切 | 令和8年2月9日（月）17:00まで |
| (4) 提案締切 | 令和8年2月13日（金）15:00まで |
| (5) 提案説明 | 令和8年2月20日（金）15:00～【予定】 |
| (6) 事業者決定 | 令和8年2月27日（金）午後～【予定】 |

7 応募資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案協議の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案協議の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) この委託業務と同種又は類似の実績を有すること（行政・民間いずれも可）。
- (8) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※ なお、本業務委託候補者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要

な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 担当課

福岡市教育委員会 指導部 安全・安心推進課

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所11階

担当： 米村

電話：092-711-4871

FAX：092-733-5780

Eメール：anzenanshin.BES@city.fukuoka.lg.jp

9 質疑

提案を行うに当たり疑義が生じた場合は、令和8年2月3日（火）17:00までに質問書（様式1）を添付した電子メールを上記「8」の担当課宛てに送信し、その旨電話で連絡すること。電子メールの主題は「学校ネットパトロール質問」とすること。

質問内容及び回答は、受付締切後3営業日以内に本市ホームページに掲載するものとする。

10 参加申請の手続き

（1） 提出期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月9日（月）17:00まで

（2） 提出方法

持参又は郵送（必着）。

（3） 提出場所

「8 担当課」へ

（4） 提出書類（各1部）

以下の書類のうち、②～⑤については、提出前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②～⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申請書（様式2）

② 登記事項証明書（法人の場合）

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」

という名称で取り扱っているところもある。) を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち、「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑥ 委任状（様式3）

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式3による委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書（様式4）

注1) 様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿（様式5）

注1) 様式5に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう（監査役、監事、事務局長は含まない。）。

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式8をもとに作成のうえ提出すること。

⑩ 同種または類似業務の実績表（様式6）

(11) 会社概要が分かる資料（パンフレット可）

11 提案書等の提出について

(1) 提出期間

令和8年2月13日（金）15:00まで

郵送する場合は書留郵便とすること。令和8年2月13日（金）以前に持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（必着）。

(3) 提出場所

「8 担当課」へ

(4) 提出書類

① 提案書

- ・書式は自由、A4サイズ、横書き
- ・提案書は、全体にわたって参加事業者名が分からないようにすること。

② 見積書（任意の様式）

(5) 提出部数

13部（ただし、見積書は代表者印を押印のうえ1部提出で可。）

(6) その他

① 提出された提案書をもとにプレゼンテーションを行うこと。提案説明の際、スクリーン、プロジェクター等が必要な場合は、提案書の提出時に申し出ること。

② 参加申込後、参加を辞退する場合は、2月18日（水）までに参加辞退届（様式7）を提出すること（必着）。

12 選考

(1) 提案説明

プレゼンテーションは、契約を締結した場合に当該事業を主に担当する者が行うこと。プレゼンテーションの詳細な時間、場所等は、次の①から⑤までに掲げるほか、令和8年2月17日（火）16:00以降に、対象事業者に通知する。

① 日時：令和8年2月20日（金）15:00～

② 場所：福岡市役所11階 総務部会議室

③ 説明：時間は20分（説明15分、質疑応答5分）

出席者は1団体2名まで

④ 審議：市が設置する選考委員会で提案の内容を審議し、最も優秀な案を受託候補者として選定する。

※提案競技参加者が1社のみの場合でも、審査・評価を実施する。

- ⑤ 決定通知：提案説明日から2営業日以内に、Eメールで連絡する。

(2) 審議に付する事項

当事業運営に関する以下の事項を総合的に審議し、優秀案を選定する。

- ① 検索・監視の仕組は優れているか
- ② 検索・監視の対象は多いか（SNSの対応はどうなっているか）
- ③ 検索・監視体制は適切か（人員・時間・連絡体制等）
- ④ 書き込み等の削除支援や対応が優れているか
- ⑤ 結果報告の内容・分析及び回数が優れているか
- ⑥ 教育委員会や学校からの相談への対応が優れているか
- ⑦ 報告書やリーフレット・チラシの作成能力に優れているか
- ⑧ 研修実施に関する能力に優れているか
- ⑨ 教育委員会、学校、保護者、児童生徒等に対する啓発のための情報提供力が優れているか
- ⑩ 費用対効果は適切か
- ⑪ 同種または類似業務の実績は十分か

13 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。また、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。ただし、公文書の公開請求があった場合には、本市情報公開条例に基づく非公開情報に係る部分を除き公開の対象となる。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。
- (4) 受託候補者として選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。

14 失格要件

この要領に従わない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合等は、失格とすることがある。

15 契約

選考委員会での選考に基づき、最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と速やかに協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

16 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しない。
- (3) この資料を、他の目的のために使用することを禁止する。

17 添付資料

- (様式1) 質問書
- (様式2) 提案競技参加申請書
- (様式3) 委任状
- (様式4) 誓約書
- (様式5) 役員名簿
- (様式6) 同種または類似業務の実績表
- (様式7) 参加辞退届
- (様式8) 個人用財務諸表